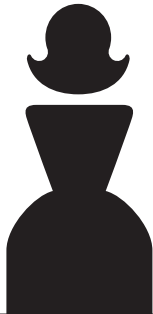


事業主および加入員の皆様へ
新制度の内容と同意書ご提出のお願い

日本産業機械工業厚生年金基金

背景: オープニングと同じCG



平成26年4月1日
改正厚生年金保険法が施行



新制度の内容と同意のお願い

(オープニング) 曲♪
メインタイトル ジャンプイン

●新制度の内容と同意のお願い

キャスター:(顔出し)

日本産業機械工業厚生年金基金の加入員の皆さま
こんにちは。

日頃より当基金の事業運営にご理解ご協力をいた
だきましてありがとうございます。

平成26年4月1日に改正厚生年金保険法が施行
され、厚生年金基金制度に厳しい存続基準が課され
ることになりました。

この改正をうけて、当基金では、皆様の受給権確保
を第一に、慎重に検討を重ねてきました。

その結果、加入員・受給権者の皆様が安心して老
後の生活を送れるよう、安定的かつ持続的な基金運
営を行っていくため、代行返上を行い、確定給付企業
年金制度へ移行することとなりました。

このDVDは、現行制度と新制度の内容についてご
説明させていただくとともに、皆様に新制度移行に関
するご同意をお願いするためのものです。

是非最後までご覧ください。

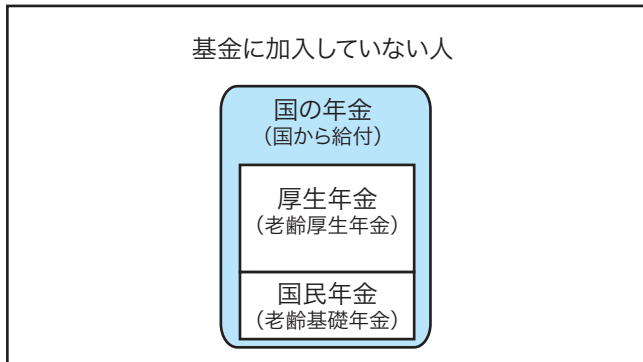


●厚生年金基金とは

キャスター：(顔出し)

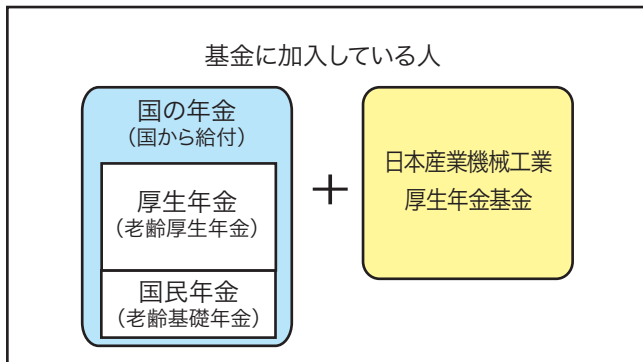
新制度についてご説明する前に、まず、現制度である厚生年金基金のしくみを簡単にご説明いたします。

厚生年金基金は、企業年金でありながら国の厚生年金の一部を国に代わって運営していることがポイントとなります。

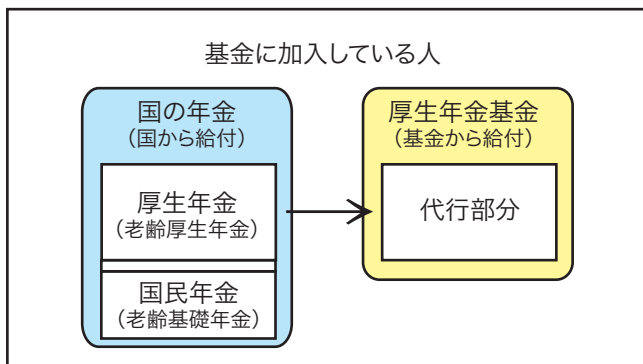


キャスター：(オフナレ)

通常、企業に勤める会社員は、国の年金である厚生年金と国民年金に加入し、将来それぞれの制度から老齢厚生年金・老齢基礎年金を受給します。

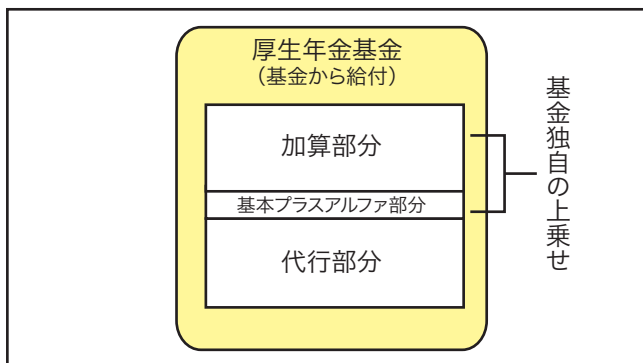


皆様はこれら国の年金に加えて、産業機械を製造する企業が集まって設立した企業年金である日本産業機械工業厚生年金基金にも加入しています。



厚生年金基金は、国の厚生年金の一部を国に代わって運営しています。

このしくみを「代行」といい、この部分を「代行部分」といいます。



基金は国に代わって代行部分の掛金をお預かりして運用し、基金独自の「基本プラスアルファ部分」を加算して給付を行っています。

また、代行部分とは別に、事業主の皆様からお預かりした加算掛金をもとに、「加算部分」の給付も行っています。

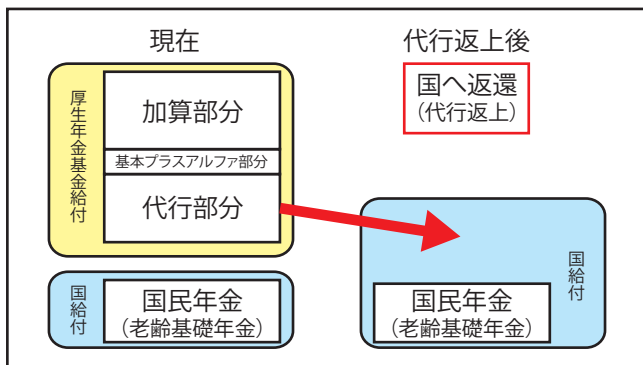
この、基本プラスアルファ部分および加算部分が、基金独自の上乗せ給付となっています。



●代行返上の流れ

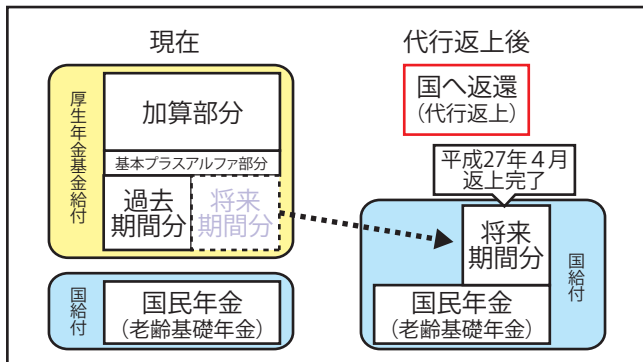
カスタマー:(顔出し)

次に、新制度へ移行するために行う「代行返上」の流れをご説明いたします。



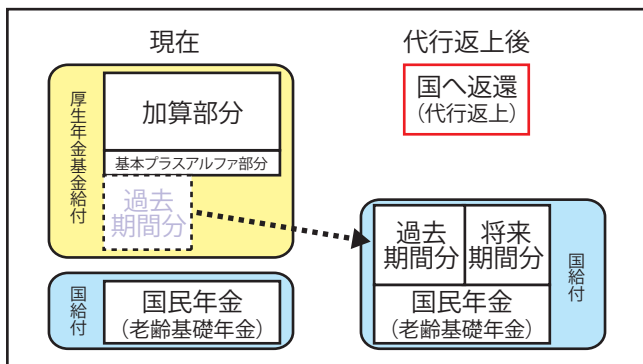
カスタマー:(オフナレ)

代行返上とは、厚生年金基金が保有する代行部分を国に返還し、企業年金部分のみを新制度に移行することです。



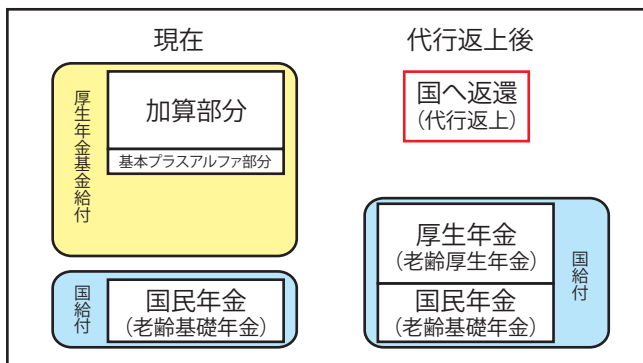
当基金は、平成27年4月にすでに将来期間分の代行返上を完了しています。

なお、労使折半のご負担により基金に納めて頂いていた代行部分の掛金は、平成27年4月の将来期間分の代行返上以降は、国へ厚生年金保険料として納めていただいています。

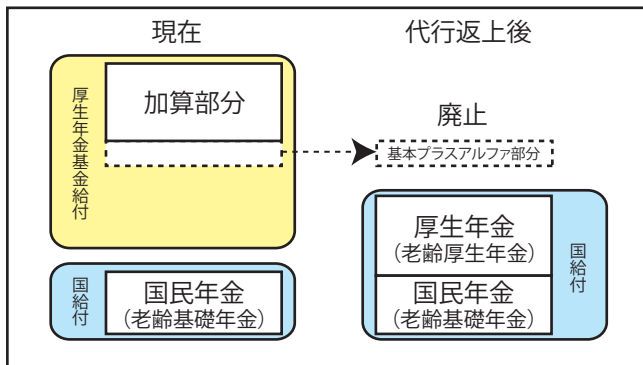


今回は平成27年3月以前の過去期間分を国へ返還します。

代行返上を行うと、基金が保有する代行部分の年金資産および支給義務はすべて国へ返還されます。

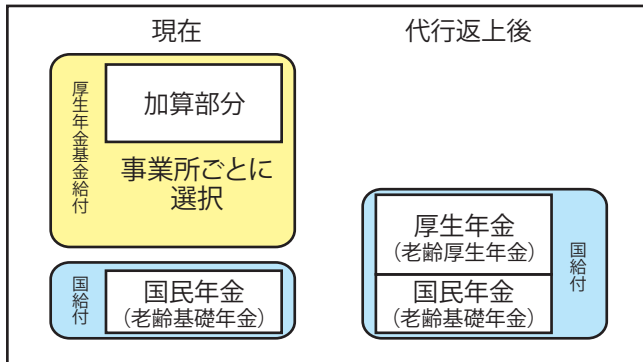


代行返上後、代行部分は、国から老齢厚生年金として支給されます。年金額は、基金に加入せずに厚生年金のみに加入していた場合と同額が保証されます。

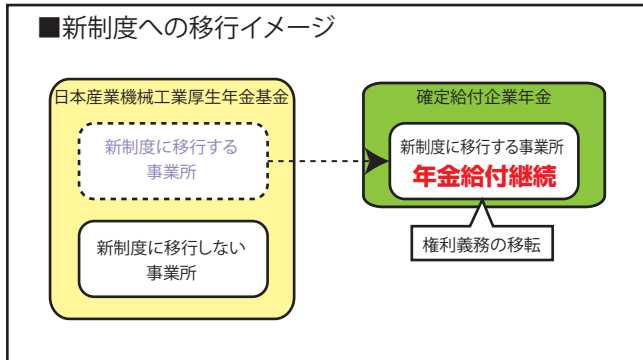


キヤスター：(オフナレ)

代行返上に伴い、代行部分に付随する「基本プラスアルファ部分」の給付は廃止となります。若干の給付減額となりますが、基本プラスアルファ部分は「薄皮部分」とも言われるように、大変わずかな部分であることをお含みおきください。



加算部分については、新制度に移行する事業所と移行しない事業所で取り扱いが異なります。



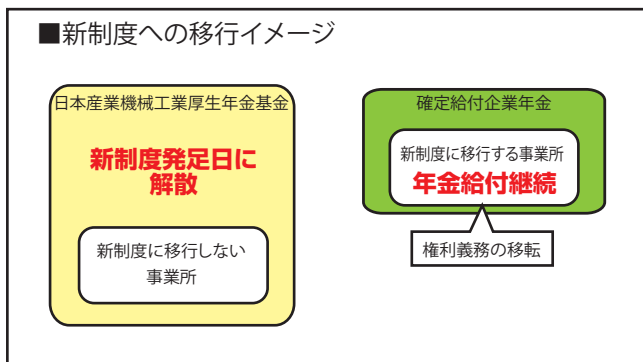
●新制度への事業移行

キヤスター：(オフナレ)

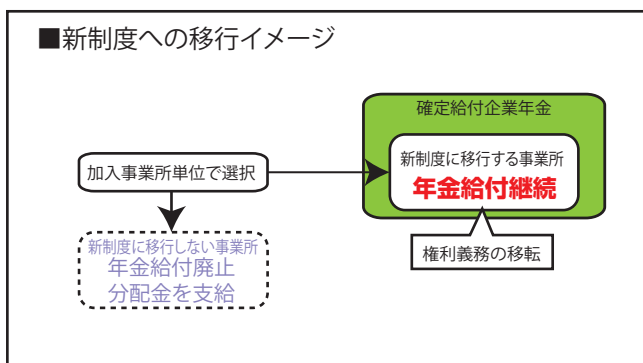
新制度へ移行する事業所は、加算部分の年金原資を新制度へ引き継ぐこととなります。

加入員や受給権者の給付にかかる権利義務も新制度へと移転され、将来、新制度の給付設計に基づいた年金給付を受けることとなります。

掛金はこれまでの加算部分と同様に、全額事業主様にご負担いただきます。



現制度の厚生年金基金は、新制度へ移行しない事業所を加入事業所として、新制度発足日と同日付で解散となります。



新制度へ移行しない事業所は、加算部分の年金給付は廃止となり、残余財産は加入員や受給権者に按分のうえ分配金として支給されます。

新制度への移行を選択するか、移行せず解散を選択するかについては、加入事業所単位で選択していただくこととなります。新制度への移行を選択する最大のメリットは、加入員・受給権者ともに、加算部分の給付を継続できることです。



●新制度の設計

キャスト：(顔出し)

それでは、新制度の設計をご説明いたします。

新制度である確定給付企業年金は、現制度と同様に、給付額の計算方法があらかじめ決められている確定給付型の年金制度です。

新制度(確定給付企業年金)の設計

制度開始	平成29年5月1日(予定)
加入者	65歳未満の方
掛金	全額事業主負担

新制度は平成29年5月の発足を予定しています。新制度の加入者となるのは、制度移行時に65歳未満の方です。

掛金は、全額が事業主負担で、加入者の負担はありません。

新制度(確定給付企業年金)の設計

	現制度	新制度
年金給付に必要な加入期間	脱退時50歳未満 15年以上	年齢に関わらず 10年以上
脱退一時金に必要な加入期間	3年以上	1ヶ月以上

新制度では、将来基金から給付を受けるために必要な加入期間が現制度よりも緩和されます。

現制度では50歳未満の方が基金を脱退した場合、15年以上の加入期間がなければ加算部分の年金を受ける資格が得られませんでした。新制度ではこれが緩和され、年齢に関わらず加入期間10年以上で年金を受けられるようになります。

また、基金を短期間で脱退した場合に受けられる脱退一時金も、現制度では3年以上の加入期間が必要でしたが、新制度では1ヵ月以上に緩和されます。

新制度(確定給付企業年金)の設計

年金の支給開始	60歳未満で退職 60歳から	60歳以上で退職 退職時から
---------	-------------------	-------------------

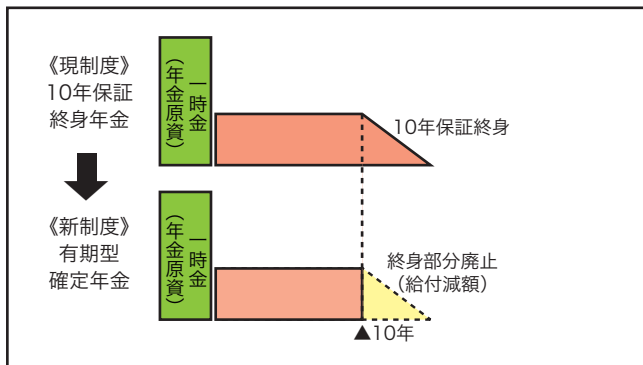
年金の支給開始は、現制度と同様に60歳未満で退職した場合は60歳から、60歳以上で退職した場合は退職時からです。

新制度(確定給付企業年金)の設計

支給開始の繰下げ	65歳未満で退職 65歳まで可能	65歳到達による脱退 退職時まで可能
----------	---------------------	-----------------------

これに加えて新制度では、支給開始を繰下げることができる仕組みを導入しました。

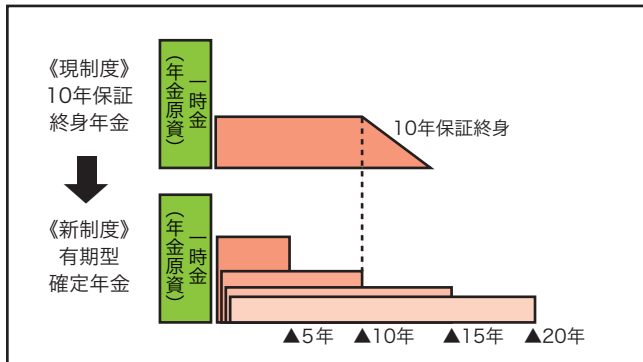
65歳未満で退職した場合は最長で65歳まで、65歳に到達され年齢制限により脱退した場合は退職時まで支給開始を繰下げることができます。支給開始を繰下げることによって、将来増額した年金を受けることができます。



キャスト：(オフナレ)

現制度の年金のタイプは、10年間は生死に関わらず給付が保証され、10年経過後も生存している間は年金が支給される終身年金でした。

新制度では終身部分が廃止となり有期型の確定年金に変更となります。



受取期間は5年・10年・15年・20年から選択でき、受け取り期間が短いほど、1年に受けられる年金額は大きくなります。

このように選択制にすることで、より多様なライフスタイルに対応できる設計になっています。

なお、年金を受給中にご本人が亡くなられた場合は、残りの期間分の一時金をご遺族に支給されます。

新制度(確定給付企業年金)の設計

	現制度	新制度
年金の支払い回数	最大年6回	4月・8月・12月 年3回

新制度では、代行部分の年金の支払いが国へ移管され、基金からの年金額は少なくなります。

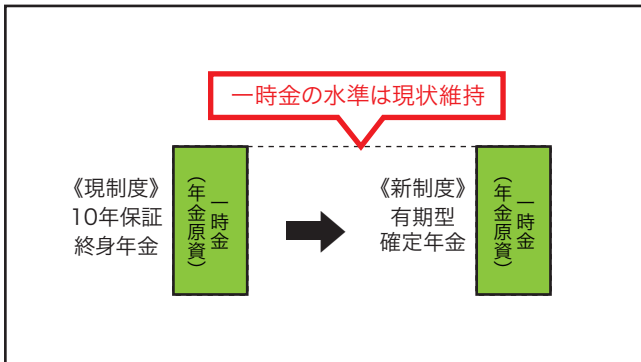
現制度では、年金の支払いを年金額に応じて最大で年6回に分けてお支払いしていましたが、事務コストの削減を図るため、年金の支払いを4月・8月・12月の年3回に変更いたします。



●給付水準について

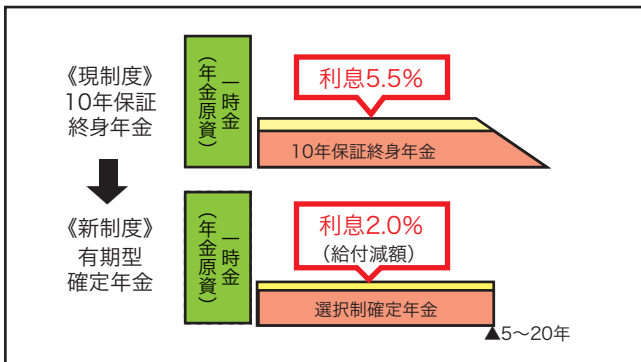
キャスト：(顔出し)

給付水準が、現制度とくらべてどう変化するかを見てください。

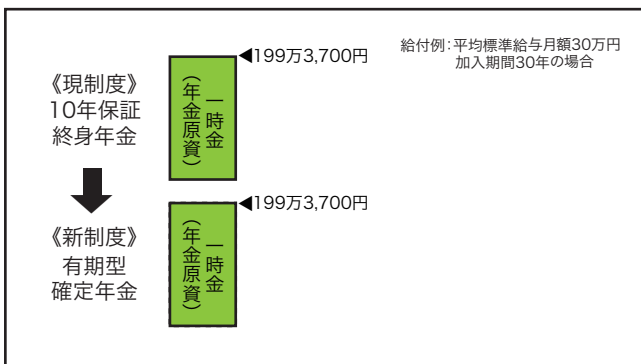


キャスト：(オフナレ)

積み立てた年金原資を退職時に一括して一時金で受け取る場合、新制度では現制度の一時金水準と同程度の金額を支給します。

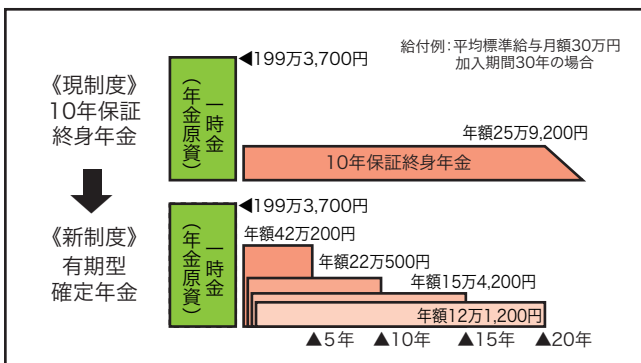


年金で受け取る場合は、元となる年金原資の額は現制度・新制度ともに変わりませんが、年金原資に対する利息を5.5%から2.0%に引き下げるため、その分、年金額は減額となります。



具体的な年金・一時金の額は、加入期間や給与により異なりますが、平均標準給与月額が30万円で30年間加入した場合の給付額を見てみましょう。

60歳退職時に一時金で受け取る場合、現制度と新制度共に同額の199万3,700円となります。



60歳から年金で受け取る場合、現制度は年額25万9,200円です。

新制度では、受け取り期間5年を選択した場合は年額42万200円、10年では22万500円、15年では15万4,200円、20年では12万1,200円となります。



受給権者の年金

- ・終身年金を維持
- ・加算年金30%減額

キャスト：(オフナレ)

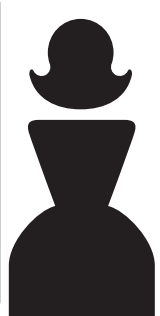
なお、制度移行時にすでに加算年金を受給されている方等につきましては、これまでどおり終身年金が支給されますが、現役世代の減額に合わせる形で加算年金のみ30%の減額となります。

新制度へ移行する目的

- ・長寿化による財政悪化を防ぐ
- ・資産運用利回りが低迷しても掛金上げが起こりにくい

↓

**年金財政の健全化
制度の持続可能性が強化**



キャスト：(顔出し)

新制度では、終身年金を確定年金に変更することで、今後も進展すると思われる長寿化による財政悪化を防ぎます。

また、年金換算率および資産運用の目標利回りを2.0%に引き下げることで、運用利回りが低迷したとしても、掛金の引き上げが発生しづらい制度となります。



このように、新制度への移行によって年金の受け取り総額は減額となりますが、年金制度の財政はより健全なものとなり、持続可能性が強化されることとなります。



ご同意のお願い

加入員の皆さま

- ①厚生年金基金から新制度へ
権利義務を移転することへのご同意
- ②給付減額についてのご同意

加入員を代表する方

- ③新制度に移行することへのご同意

**同意書にご署名・ご捺印のうえ
平成28年12月9日までに提出ください**

●同意のお願い

キャスター：(オフナレ)

ご同意のお願いです。

今回、加入員の皆様をお願いいたしますのは、

①厚生年金基金から新制度へ権利義務を移転することへのご同意、

②給付減額についてのご同意、

③新制度に移行することへのご同意、

この3点です。

①については、各事業所ごとに加入員の皆さまの過半数以上のご同意が必要です。

②については、各事業所ごとに加入員の3分の2以上のご同意が必要です。

③については、各事業所ごとに加入員の過半数を代表する方のご同意が必要です。

同意書は事業主様に取りまとめをお願いしておりますので、ご署名・ご捺印のうえ、平成28年12月9日までに提出をお願いいたします。

●まとめ

音楽♪

キャスター：(顔出し)

皆様からのご同意をいただきましたら、平成29年2月に代議員会決議および国への認可申請を行い、認可取得および新制度のスタートは平成29年5月を予定しております。

年金は減額となりますが、今回の新制度への移行は国の法律改正に沿ったものであるとともに、より安定した年金制度とすることで、皆様に安心してご加入いただくための変更になっています。

なにとぞご理解いただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

黒バック フェードアウト

T) 何卒ご理解をいただき、ご同意頂きますようお願いいたします

T) 製作：日本産業機械工業厚生年金基金

音楽♪ フェードアウト

テロップ フェードアウト



認可取得および新制度のスタートは
平成29年5月(予定)

何卒ご理解をいただき
ご同意いただきますようお願いいたします

製作：
日本産業機械工業厚生年金基金